たならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

S_{19} ＝ 0.066

S_{20} ＝ 0.066
S_{21} ＝ 0.065
S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.044
S_{26} ＝ 0.003

S_{27} ＝ 0.001
S_{28} ＝ 0.0010

T_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年

たならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 14 年度から平成 27 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

S_{18} ＝ 0.067
S_{19} ＝ 0.066

S_{20} ＝ 0.066
S_{21} ＝ 0.065
S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.004
S_{26} ＝ 0.003

S_{27} ＝ 0.001

T_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年